「指定居宅介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福岡県介護保険広域連合指定　第 4070000601 号

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用する事ができるよう、次のサービスを実施します。

○ 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン)」を作成します。
○ 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
○ 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定される方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆　目次　◆◇

1. 事業者 …… 2
2. 事業所の概要 …… 2
3. 事業実施地域及び営業時間 …… 2
4. 職員の体制 …… 2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 3
6. サービスの利用に関する留意事項 …… 6
7. 苦情の受付について …… 7
8. 事故発生時の対応について …… 8
9. 虐待の防止について …… 9
重要事項付属文書 …… 10
個人情報の利用目的について …… 13

1.事業者

（1）法人名　　社会福祉法人みのり会
（2）法人所在地　　福岡県築上郡上毛町大字安雲 585－4
（3）電話番号　　0979－72－3331
（4）代表者氏名　　理事長　尻無濱　公人
（5）設立年月日　　昭和 63 年 3 月 1 日

2 事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所
（2）事業の目的　　契約者が居宅サービス計画において残存能力に応じ可能な限り自立した生活を営む事ができるよう支援します。
（3）事業所の名称　　居宅介護支援事業所　・　平成 11 年 9 月 1 日指定
福岡県介護保険広域連合　第 4070000601 号
（4）事業所の所在地　　福岡県築上郡上毛町大字八ツ並 143-1
（5）電話番号　　0979－84－7110
（6）管理者氏名　　窪　和恵
（7）当事業所の運営方針　　契約者本人のケアプランを立案し、可能な限り在宅生活ができるよう事業所間の調整を図ります。
（8）開設年月　　平成 11 年 10 月 1 日

3.事業実施地域及び営業時間

（1）通常の実施地域　　上毛町・豊前市・吉富町・築上町・中津市の一部
（2）営業日及び営業時間
・営 業 日：月曜日から日曜日（1 月 1 日から 1 月 2 日までを除く）
・受付時間：9：00～17：30（電話は 24 時間繋がります）

4.職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。
〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤兼務	常勤	非常勤
管理者（主任介護支援専門員）		1	
介護支援専門員		2	1
事務員		1	

5.当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第３～６条、第８条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 指定居宅サービス等の選定

指定居宅サービス事業者の選定、若しくは推薦にあたり、介護支援専門員は、契約者または、家族の希望を踏まえて、公正中立に行なうものとします。

契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数事業所の紹介を求めることができます。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求め、説明を受けることができます。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

1）前６か月間（令和７年９月～令和８年２月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・訪問介護（28%）
・通所介護（52%）
・地域密着型通所介護（1%）
・福祉用具貸与（63%）

2）前６か月間（令和７年９月～令和８年２月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		
ホームヘルプサービス おこしかけ(25%)	安雲拓心苑 訪問介護事業所（22%）	ヘルパーステーション グリーンヴィレッジ（9%）

通所介護		
安雲拓心苑 通所介護事業所（43%）	デイサービス おこしかけ（13%）	デイサービスセンター さざんか荘（12%）

地域密着型通所介護		
デイサービスたんぽぽ （100%）		

福祉用具		
介護ショップ吉富 （31%）	太陽シルバーサービス株式会社 行橋営業所（26%）	介護ショップさくらんぼ （19%）

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、契約者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合、または、契約者が介護保険施設への入院または入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥ 医療機関との連携

医療系サービスの利用を希望される場合、契約者の同意を得て主治医等に意見を求め、意見を求めた主治医等に対し、ケアプランを交付します。

訪問介護事業所等から伝達された口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際介護支援専門員自身が把握した契約者の状況について、介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

〈サービス利用料金及び支払方法〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金を１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２５日までにいったんお支払い下さい。当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費Ⅰ

介護度	要介護１・２	要介護３・４・５
利用料金（月）	10,860 円	14,110 円

上記の金額は、介護支援専門員１人あたりの担当件数が 45 件未満の場合の金額であり、安雲拓心苑居宅介護支援事業所では、介護支援専門員１人当たり 45 件未満で対応します。

＊初回加算について

居宅サービス計画を初めて作成の場合は、上記金額に１回に限り、初回作成費用として（3,000 円）が加算されます。

＊特定事業所加算について

特定事業所加算Ⅲとして（3,230 円／月）が加算されます。

＊通院時情報連携算について

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合、通院時情報連携加算として（500 円／月）が加算されます。

＊入院時情報提供加算について

契約者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合には、入院時情報連携加算Ⅰ（2,500 円／月）が加算されます。また、入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報を提供した場合には、入院事情提供加算Ⅱ（2,000 円／月）が加算されます。

※　医療機関との連携を促進する為、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供してください。
介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管してください。

＊緊急時等居宅カンファレンス加算について

病院等の求めにより、病院等の職員とともに契約者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合には、1 月に 2 回を限度として、1 回につき 2,000 円が加算されます。

＊退院退所加算について

退院退所に当たって、病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を受け、病院等と連携を行い、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に以下の金額が加算されます。（入院又は入退所期間中につき 1 回を限度）

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円／回	情報提供 1 回 （カンファレンス以外の方法により実施）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円／回	情報提供 1 回 （カンファレンスにより実施）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円／回	情報提供 2 回以上 （カンファレンス以外の方法により実施）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円／回	情報提供 2 回 （うち 1 回以上はカンファレンスを実施）
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円／回	情報提供 2 回以上 （うち 1 回以上はカンファレンスを実施）

カンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加します。

＊ターミナルケアマネジメント加算

対象者：在宅で亡くなった契約者

（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で亡くなった場合を含む）

4,000 円／月	24 時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
	終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者へ支援を実施
	訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

＊「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

毎月算定した居宅介護支援費と各加算の合算に２．１％を乗じた金額が加算されます。

6.サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス適用を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第７条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。

7.苦情の受付について（契約書第１８条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）　管理者　　窪　和恵
○ 電話番号　　0979－84－7110
○ ファックス番号　0979－84－7109
○ メールアドレス　takusinenkyotaku@tea.ocn.ne.jp
○ 受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　９：００～１７：００

（2）第三者委員における苦情の受付

当事業所では、事業所職員以外の第三者委員を選任し、契約者及び家族からの相談や苦情を受け付け、解決にあたっています。

第三者委員氏名及び連絡先

笹尾　忠義（評議員）	住　　所　　築上郡上毛町安雲 454-1 電話番号　　0979－72－2361

穴田　正勝	住　　所　　築上郡上毛町宇野 837-1 電話番号　　0979－72－3714

（3）行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合	所在地　　福岡市博多区千代 4 - 1 - 27 電話番号　092 - 643 - 7055 受付時間　9 時　～　17 時
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地　　福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号　092 - 642 - 7859 受付時間　9 時　～　17 時
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	所在地　　豊前市大字八屋 1702 - 5 電話番号　0979 - 84 - 1111 受付時間　9 時　～　17 時
豊前市役所 （健康長寿推進課）	所在地　　豊前市大字吉木 955 電話番号　0979 - 82 - 1111 受付時間　9 時　～　17 時
上毛町役場 （長寿福祉課）	所在地　　築上郡上毛町大字垂水 1321 - 1 電話番号　0979 - 72 - 3111 受付時間　9 時　～　17 時
築上町役場 （保険福祉課）	所在地　　築上郡築上町大字椎田 891 - 2 電話番号　0930 - 56 - 0300 受付時間　9 時　～　17 時
吉富町役場 （福祉保険課）	所在地　　築上郡吉富町大字広津 226 - 1 電話番号　0979 - 24 - 1123 受付時間　9 時　～　17 時
大分県国民健康保険 団体連合会	所在地　　大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 電話番号　097 - 534 - 8475 受付時間　9 時　～　17 時
中津市役所 （介護長寿課）	所在地　　中津市豊田町 14 - 3 電話番号　0979 - 22 - 8475 受付時間　9 時　～　17 時

８.事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

９虐待の防止について

事業所は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
（2）虐待防止のための指針を整備します。
（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。担当者は管理者とします。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第１０条、第１１条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 契約者に提供した居宅介護支援についての記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他、契約者から申し出があった場合には、に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付します。
③ 契約者及びその家族に関する個人情報の利用目的は、以下に記載している利用目的以外のことには使用しません。公表している利用目的以外の使用をする際には、契約者に対してその都度、通知を行ない、了解を得てから行います。
④ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第１２条参照）

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. 契約期間及び契約の終了について（契約書第２条、第１３条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① 契約者が死亡した場合
② 契約者が介護保険施設に入所した場合
③ 要介護認定により、契約者の心身の状況が自立または要支援と判断された場合
④ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
⑥ 契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照下さい）

4. 注意事項

要介護認定の結果が決定前に、介護サービスを暫定利用された場合には、認定結果が不明な為、契約者は以下の点にご注意いただく必要があります。

① 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定前に提供された居宅サービスに関する利用料金は、原則的に契約者にご負担いただくことになります。
② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を契約者においてご負担いただくことになります。

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条～第１６条）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失により契約者の身体・財産・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１６条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
② 契約者が、故意または重大な過失により他の契約者または事業者もしくはサービス従事者などの生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

③　契約者又は契約者の家族等から以下に記載する禁止行為により、職員の心身に危険が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難である等により、契約者に対して居宅介護支援の実施が困難になった場合

※契約者及び契約者の家族等の禁止行為

◆職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

◆職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

◆職員に対するセクシャルハラスメント（性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為）

個人情報取り扱い特記事項

（基本事項）

契約者の介護サービスを実施する中で知り得た、契約者及び家族等の個人情報を取り扱いの際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害する事のないようにいたします。

（法令等の遵守）

個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令（条例を含む）、個人情報保護ガイドラインその他の個人情報に関する規範を遵守します。

（秘密の保持）

・介護サービスを実施する際に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたりまたは不当な目的に使用しません。
・事業所は、従事者に在職中及び退職後においても、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない事、その他個人情報に関して必要な事項を周知いたします。
・出入する業者に対しても上記と同様の措置をとり、個人情報の内容が流出しないような対応をいたします。

（安全対策措置）

個人情報に関しての管理を厳格にし、不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じます。

（目的以外の利用の禁止）

契約者の個人情報を目的（詳細は個人情報の利用目的を参照下さい）以外に使用し、または第三者に提供しません。

（複写及び複製の禁止）

契約者の同意がある時を除き、個人情報を複写及び複製はしません。

（事故等発生時の報告）

この個人情報取り扱い特記事項に造反する事態が生じた場合、または生じる恐れがある事を知った時は、速やかに契約者に報告し、対策を協議します。
第三者から個人情報に関する苦情を受けた場合においても、同様とします。
この事については、介護サービスが終了した後においても同様とします。

（損害賠償）

個人情報に違反していると認められた時には、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

（その他）

上記のほか、個人情報の適切な管理のために今後も必要な措置を講じます。

〈個人情報の利用目的〉

安雲拓心苑居宅介護支援事業所では、社会福祉法人みのり会で定められている、個人情報保護法及び契約者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに安雲拓心苑居宅介護支援事業所としての「個人情報の利用目的」を公表します。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

他の介護（予防）サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的

1. 他の介護（予防）サービス事業者との連携を図るためのサービス担当者会議等及び照会等への回答
2. 介護保険事務のうち審査支払い機関へのレセプトの提出及び審査支払機関または保険者からの照会への回答
3. 契約者の診療などに当たり主治医または、外部の医師の意見・助言などを求める場合
4. 家族等への心身の状況説明
5. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または、届出等

【上記以外の利用目的】

1. 他の事業者等への情報提供にかかる利用目的
   ① 保険者等行政機関への情報提供及び照会への回答
   ② 外部監査機関、評価機関への情報提供及び照会への回答
   ③ 事業所内で行なわれる事例研究等
   ④ 医療機関等への情報提供及び照会への回答
2. 本人の安否或いは、生命にかかわる利用目的
   ① 生命に係わる安否確認等を行なう際にやむを得ず行なう利用目的

なお、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことは致しません。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人みのり会
安雲拓心苑居宅介護支援事業所
説明者職名　介護支援専門員　　氏　名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び、本人及び家族等の個人情報の使用について同意しました。

契約者　　住　所

氏　名

契約代理人　住　所

氏　名　　（続柄）

ご家族　　住　所

氏　名　　（続柄）

※この重要事項説明書は、厚生省令第３８号（平成１１年3月３１日）第４条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。